

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

労働安全衛生法では労働安全衛生法施行令第20条第11号に定める危険な業務に就いている者に対しては、一定期間毎（5年）に安全教育を行うよう安全衛生教育に関する指針で定めております。

(平成8年12月4日 安全衛生教育指針公示第4号)

つきましては今般その中の「1トン以上のフォークリフト運転業務従事者を対象」に下記要領より安全衛生教育を開催致しますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 令和3年2月9日(火) 9:00~16:10 (受付8:35~8:50)
2. 会 場 アイ・ドーム(一関市東台50-46)
3. 受講資格 フォークリフト運転技能講習修了証所持者
4. 受講料 **【会員】 8,855円** (消費税10%込) (受講料7,150円 テキスト代1,705円)
【非会員】 9,955円 (消費税10%込) (受講料8,250円 テキスト代1,705円)
※個人で受講の方は、非会員扱いとなります。
5. 申込締切日 **2月2日(火) ただし先着30名に達し次第締切らせていただきます。**
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
6. キャンセルの取扱 **2月2日(火)以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。**
7. 申込方法 裏面「**受講申込書**」により**受講料・テキスト代**を添えてお申し込み下さい。(FAX可)
〒021-0873 一関市台町8-23 TEL **0191-23-7729** FAX **0191-23-7720**
※銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

一関信用金庫駅前支店(普)0025433 / 岩手銀行一関支店(普)1424667 (公財)岩手労働基準協会一関支部

8. カリキュラム

時間	講習科目
8:50~9:00	オリエンテーション
9:00~11:05	最近のフォークリフトの特徴(2H)
11:10~14:00	フォークリフトの取扱いと保守(2H)
14:10~16:10	災害事例及び関係法令(2H)

※休憩 10:00~10:05、休憩 11:05~11:10、昼食休憩 12:00~12:50、休憩 14:00~14:10

※集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。

9. その他 (1) **フォークリフト運転技能講習会修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参下さい。**
- (2) 筆記用具を必ずご持参下さい。
- (3) 受講票は、受付終了後(振込確認後)お渡し、又は郵送致します。当日講習会場の受付で提示願います。
- (4) 昼食をご持参下さい。(斡旋も致します。詳細は別途ご案内致します。)
- (5) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- (6) 所定労働時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「修了者証明書」を交付致します。
- (7) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 受講申込書

令和3年2月9日(火)

ふりがな		生年 月日	昭和	年	月	日
氏名			平成			
現住所	〒 _____ (番地まで詳しくご記入下さい)					
	TEL _____ 緊急用(携帯電話)					

(*個人受講者は、記入の必要はございません。)

勤務地	所在地	〒 _____ (番地まで詳しくご記入ください)				
	事業場名 代表者名	TEL _____	FAX _____	担当者名	内線(_____)	
※該当箇所には○印 をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会 会員の有無	有 無	窓口以外で申込の場合の 受講票送付先と振込予定日	勤務先 自宅	振込予定日	月 日

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

[フォークリフト運転技能講習修了証(写)貼付欄]

原本と照合確認済

フォークリフト運転技能講習修了証の「写」を貼付して下さい。
「写」は鮮明なものを貼付願います。

〈記入に際しての注意事項〉

- 1) 氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2) 忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 3) 申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。